

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案 ……	2
指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について ……	3

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年5月19日 関東運輸局長 藤田 礼子

記

事案番号 26F01

1. 事業者の氏名及び住所

東遠運輸 株式会社

東京都江戸川区平井4-20-15-821

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年6月19日(金) 午後1時30分～

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

中部自動車販売株式会社
代表取締役 権田 高広
東京都東村山市美住町1丁目15番地

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

中部自動車販売株式会社
東京都東村山市美住町1丁目15番地
認証番号 第1-8627号
指定番号 東指第1-1248号

4. 期 日

令和8年6月5日（金） 13時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、第94条の6第1項、第94条の3第1項及び第94条の5第4項の規定違反

令和8年5月14日

関東運輸局長
藤田 礼子